

定額複利預金規定

<非自動継続型>

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応答日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金(一部支払をしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払は、預入日の6ヵ月後の応答日から預金証書(通帳)記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

2. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約、または書替継続するときは、預金証書裏面の受取欄(通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して預金証書(通帳)記載の取扱店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、預金証書(通帳)記載の取扱店に提出してください。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いする元金部分について計算します。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ① 6ヶ月以上1年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の6ヶ月の利率 |
| ② 1年以上2年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の1年の利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の2年の利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の3年の利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の4年の利率 |
| ⑥ 5年 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の5年の利率 |

- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動継続型>

1. (自動継続)

- (1) 自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は、預金証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を当店に申し出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応答日（継続したときはその継続日の6ヵ月後の応答日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6ヵ月後の応答日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約、または書替継続するときは、預金証書裏面の受取欄（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して預金証書記載の取扱店に提出してください。
- (3) この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、預金証書記載の取扱店に提出してください。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1.(2)の利率。）によって6ヶ月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

① 6ヶ月以上1年未満 この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の6ヶ月の利

率

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ② 1年以上2年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の1年の利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の2年の利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の3年の利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の4年の利率 |
| ⑥ 5年 | この預金の「定額複利預金利率のご案内」記載の5年の利率 |
- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組み入れます。
- ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(通帳)とともに提出してください。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金を第3条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約
(個人のお客様へ)

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、個人のお客さま(以下「預金者」といいます。)が当金庫に有する預金および定期積金(以下「預金等」といいます。)で、払戻し(解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。)の際に、届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)し、通帳または証書(以下「通帳等」といいます。)を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
- ①盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
 - ②本人確認(預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定め

がある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を

受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. 預金等の払戻しにおける本人確認

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以 上